

2020年10月30日

教職員・学生各位

学長 寺嶋 一彦

11月以降の「新型コロナウイルス感染症に対する本学活動基準」等について

1. 活動基準は、引き続き、現状のとおりとします。
2. 流行地域等の指定基準を次のとおり見直します。
 - ・直近1週間の10万人あたりの感染者数が5人以上の都道府県を流行地域と指定。
 - ・同感染者数が2.5人以上5人未満の都道府県を注意地域と指定。
 - ・流行地域等については、原則、前日までに発表された統計を踏まえ、毎週金曜日に周知していきます。
3. 引き続き、流行地域へ出張、移動した場合に、本学に通う居住地に戻った後、1週間はできる限り人との接触機会を少なくするよう慎重に対応する。
 - ・流行地域から戻った後、対面授業の1週間自粛要請については解除します。
 - ・出張・移動で流行地域を跨ぐ場合、これまでには流行地域と同様の扱いをしてきましたが、慎重な行動を取ることを前提に、同様の扱いはしないこととします。
 - ・出張、移動する場合は、流行地域、注意地域を確認するとともに、引き続き、出張等先の都道府県の移動に関する方針等を確認の上、慎重な行動をとってください。

※活動基準については（別紙）を参照願います。

（補足）

- ① 感染状況は、豊橋市については、この数週間は、1週間あたり2名程度で比較的落ち着いているが、愛知県、全国で微増傾向にあること、他大学においてクラスターが発生している状況を考慮し、当面の間、活動基準は現状のままとする。
- ② 「流行地域」は、これまで、感染者数、感染者数の増減傾向、直近1週間の人口10万人あたりの感染者数の状況を総合的に判断し指定してきたが、感染者数・感染者の増加傾向は、直近1週間の人口10万人あたり感染者数に連動していること、都道府県の状態を同じ基準で判断できることから、直近1週間の人口10万人あたりの感染者数により判断する。
- ③ 「流行地域」については、4月7日に政府が緊急事態宣言を発出した際の週平均の新規感染者（報告数）が、1週間の人口10万人あたり5人程度であったため、感染者数5人以上を指定基準とする。
- ④ 「注意地域」については、厚生労働省が都道府県知事に対し社会に呼びかけを行う目安として1週間の人口10万人あたり2.5人を示しており、それを分岐点として感染者数2.5人以上5人未満を指定基準とする。なお、これまで、「流行地域」に指定してきた都道府県の多くは、直近1週間の人口10万人あたり感染者数は2～5人程度であり、新たに「注意地域」を設け、慎重な行動を促すことで、カバーすることとする。
- ⑤ 流行地域から戻ったあとの運用として、クラスターが発生しないよう、1週間は対面授業を控えることとし、慎重に対応してきたが、感染防止の意識の徹底、感染防止策を徹底することで、その運用は解除する。

(別紙)

項目	レベル	活動基準の内容
【授業】	2 (8/6～) ※11/1～ 流行地域から戻った後の 対面授業の1週間出席 自粛の制限を解除 しました。	<p>●感染拡大防止措置の上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、授業の実施 ・遠隔授業の積極的利用 ・対面授業の制限 → (教室収容定員 50%) ・演習・実習の制限 → (教室収容定員 50%) <p><補足>学生のみなさんへ</p> <p>○<u>流行地域への不要不急の移動</u> (出張・旅行(帰省を含む))は自粛、<u>流行地域以外への不要不急の移動は慎重な行動</u>をお願いします。</p> <p>○やむを得ない事情等で流行地域に移動する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導教員、クラス担任と相談の上、本学に通う居住地(豊橋市内等)に戻った後、1週間はできる限り人との接触機会を少なくするよう慎重に対応してください。 ・新しい生活様式の実践例に示された体温測定等健康状態及び行動の内容(出張等時含む、対面者、施設等の滞在時間、マスクの有無等)を必ず記録してください。 ・体調変化があった場合は、出校しないでください。 <p>○体調変化があった場合は、出校しないなど、「【注意喚起】新型コロナウイルス感染症拡大・感染防止対策の徹底について」の「症状発生時における適切な対応と大学への連絡」に従い対応してください。</p> <p>○発熱等体調が優れない場合は、不要不急以外の移動であっても、自粛してください。</p>
【研究室等の教育研究活動等】	1 (6/24～)	<p>●感染拡大防止措置の上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい生活様式等の実践を徹底し、必要な活動の実施 ・在宅勤務の活用推奨 ・時差出勤の活用推奨 <p><補足></p> <p>○研究活動継続の届出は求めませんが、新しい生活様式等の実践を徹底し、研究室等に出入りした者(期間及び日時含む)、研究室の環境を記録願います。</p> <p>○出勤は、出張とは別扱いとしています。流行地域、注意地域等感染が拡大している地域からの勤務者は、時差出勤の他、公共交通機関を活用しない出勤方法を活用するなど、できる限り人との接触機会を少なくするよう慎重な対応をお願いします。体調変化があった場合は出勤しないでください。</p>
【教員個人の研究活動、研究所、センターの活動】	1 (6/24～)	<p>●感染拡大防止措置の上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい生活様式等の実践を徹底し、必要な活動の実施 ・在宅勤務の活用推奨 ・時差出勤の活用推奨

		<p><補足></p> <p>○研究活動継続の届出は求めませんが、新しい生活様式等の実践を徹底し、教員個人の執務室等に出入りした者(期間及び日時含む)、教員個人の執務室等の環境を記録願います。</p> <p>○出勤は、出張とは別扱いとしています。流行地域、注意地域等感染が拡大している地域からの勤務者は、時差出勤の他、公共交通機関を活用しない出勤方法を活用するなど、できる限り人との接触機会を少なくするよう慎重な対応をお願いします。体調変化があった場合は出勤しないでください。</p>
【事務職員の業務】	2 (8/6~)	<p>●感染拡大防止措置の上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一居室での人数を減らすなど新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、必要な業務の継続 ・時差出勤の活用 ・在宅勤務の活用 ・別室活用 <p>★届出制</p> <p><補足></p> <p>○出勤は、出張とは別扱いとしています。流行地域、注意地域等感染が拡大している地域からの勤務者は、時差出勤の他、公共交通機関を活用しない出勤方法を活用し、できる限り人との接触機会を少なくするよう慎重な対応をお願いします。体調変化があった場合は出勤しないでください。</p>
【課外活動】	2 (9/16~)	<p>●感染拡大防止措置の上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動前の健康チェック(倦怠感・息苦しさ・発熱がないこと等の確認)及び新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、課外活動の実施 <p>★許可制</p> <p><活動前の健康チェックの徹底></p> <p><新しい生活様式等の実践・励行の徹底></p>
【学内会議】	2 (8/6~)	<p>●感染拡大防止措置の上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい生活様式等の実践・励行を徹底し、必要な会議の実施 ・対面会議を実施する場合は、一居室の人数を抑制 ・オンライン・メール会議の積極的活用
【出張等】	1.5 (9/2~) ※11/1~流行地域の定義を変更しました。 また、流行地域から戻っ	<p>●感染拡大防止措置の上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい生活様式等の実践を徹底し、流行地域への不要不急の出張・旅行・移動は自粛 ・流行地域以外(注意地域含む)への不要不急の出張・旅行・移動は慎重 <p><補足1></p> <ul style="list-style-type: none"> ・流行地域 <p>直近1週間の人口10万人あたりの感染者数が5人以上の都道</p>

	<p>た後の対面授業の1週間出席自粛の制限を解除しました。</p>	<p>府県。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 注意地域 直近1週間の人口10万人あたりの感染者数が <u>2.5人以上5人未満</u>の都道府県。 ・ 流行地域等については、原則、毎週末周知します。 <p><補足2></p> <p>○やむを得ない事情等で流行地域に出張等する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所属長等（学生の場合は、指導教員、クラス担任）と相談の上、本学に通う居住地（豊橋市内等）に戻った後、1週間はできる限り人との接触機会を少なくするよう慎重に対応してください。 ・ 新しい生活様式の実践例に示された体温測定等健康状態及び行動の内容（出張等時含む、対面者、施設等の滞在時間、マスクの有無等）を必ず記録してください。 <p>○流行地域、流行地域以外（注意地域含む）を問わず出張等後、体調変化があった場合は、出勤・出校しないなど、再掲する「【注意喚起】新型コロナウイルス感染症拡大・感染防止に関する対策の徹底について」の「症状発生時における適切な対応と大学への連絡」に従い対応してください。</p> <p>○発熱等体調が優れない場合は、不要不急以外の旅行・移動であっても、自粛してください。</p>
<p>【施設利用・構内入構】</p>	<p>1.5 (9/2~)</p>	<p>●感染拡大防止措置の上</p> <p><①学生・教職員、②学外者（流行地域を除く）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい生活様式等の実践を徹底し、施設利用・構内入構 <p><②学外者（流行地域）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、施設（図書館、研究所、センター等）利用、構内入構禁止 ・ ただし、大学の機能の維持、教育研究活動の継続等に必要な打合せ、物品の納入、工事施工、取材等は構内入構を認めることができる。 <p><補足1></p> <p>流行地域等の指定について【出張等】欄を参照</p> <p><補足2></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育・研究活動等の打合せ、就職相談等は積極的にオンラインを活用 ・ 清掃業者、食堂・売店関係者、郵便、宅配、弁当等は入構可 <p><図書館・研究所・センター></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい生活様式等の実践を徹底し、施設開館